

平成 30 年度補正予算(案)

概要



平成 30 年 10 月
内 閣 府

平成30年度補正予算（案）総表

（単位：億円）

区 分	予算額
1 災害対応、防災・減災関係	
(1) 災害救助費等負担金	45.9
(2) 災害弔慰金等負担金	1.9
(3) 災害援護貸付金	8.1
(4) 被災者生活再建支援金補助金	99.6
小 計	155.4
(5) 保育所等の利用者負担減免事業	5.2
(6) 戦略的広報経費	9.0
合 計	169.7
2 その他	
(1) ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金	24.7
合 計	24.7
総 計	194.3

（注）四捨五入の関係で、計数は必ずしも一致しない。

[単位：百万円]

1 災害対応、防災・減災関係

16,966

(1) 災害救助費等負担金

4,594

災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、都道府県知事が、被災者に対して行った応急救助に要した費用について、国がその一部を負担する（被災都道府県の財政力に対する救助に要した費用の割合に応じ、5割から9割を国庫負担）。

(2) 災害弔慰金等負担金

185

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、市町村が、自然災害で死亡した者の遺族に対して弔慰金、又は重度の障害を負った者に対して見舞金を支給した場合、国が1/2（都道府県1/4・市町村1/4）負担する。

〔単位：百万円〕

(3) 災害援護貸付金

805

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が、自然災害による負傷又は住家・家財の損害を受けた者に対して、災害援護資金を貸し付けた場合に、国がその原資の一部を無利子で貸し付ける。

(4) 被災者生活再建支援金補助金

9,957

被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、一定規模以上の自然災害により住宅に全壊等の被害を受けた世帯に対して、都道府県から委託を受けた被災者生活再建支援法人が支給する被災者生活再建支援金について、国がその 1/2 に相当する額を補助する。

〔単位：百万円〕

(5) 保育所等の利用者負担減免事業

524

平成30年7月豪雨の被災者に対し、市町村がその経済的負担を軽減するため、特定教育・保育施設等の利用者負担額の減免を実施した場合の減免相当額について、費用の補助を行う。

(6) 戦略的広報経費

901

平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東地震等の自然災害の被災地に対し、政府の各種支援情報を周知する。また、復旧・復興の状況等を国内外に広く周知し、被災地の観光や経済等についてのイメージの向上を図ることにより、地域経済の再生を促進する。

〔単位：百万円〕

2 その他 2, 467

(1) ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金 2, 467

沖縄の公立小中学校等において、倒壊の危険性がある全てのブロック塀の安全対策を支援するとともに、児童生徒等の熱中症対策として、各学級へ空調を設置できるよう支援を行う。

連絡先一覧

区 分	担 当 局 ・ 課	連 絡 先
1 災害対応、防災・減災関係		
(1)災害救助費等負担金	政策統括官(防災担当)付 参事官(総括担当)	(直)03-3501-5408
(2)災害弔慰金等負担金		
(3)災害援護貸付金		
(4)被災者生活再建支援金補助金		
(5)保育所等の利用者負担減免事業	子ども・子育て本部統括官付 参事官(子ども・子育て支援 担当)	(直)03-6257-3092
(6)戦略的広報経費	大臣官房政府広報室	(直)03-3581-6467
2 その他		
(1)ブロック塀・冷房設備対応臨時特 例交付金	沖縄振興局総務課	(直)03-6257-1658